

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

～ 平成21年度の保険料のお支払いと軽減の一部変更等について ～

## ②所得割の軽減 ～ 加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

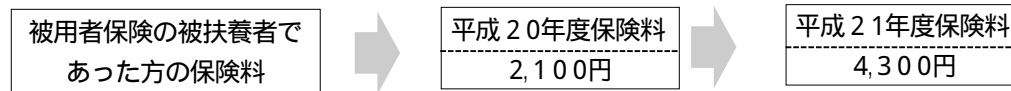
例) 年金収入180万円の場合

\*軽減判定 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円 軽減に該当

\*所得割 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円 年間保険料のうち所得割額分

## ③被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料額は4,300円です。



被用者保険の被扶養者であった方の保険料については平成20年4月～9月の保険料を半年間凍結し、平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減としていたため、平成20年度と平成21年度の保険料額が変わりません。

### 被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。

市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

## 保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合がありますので、詳しくは、下記担当まで問い合わせ下さい。

## 保険料のお支払期間について

納入通知書又は口座振替により保険料を納められる方の納期は、次のとおりとなっています。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
6月末まで	7月末まで	8月末まで	9月末まで	10月末まで	11月末まで	12月末まで

年金から直接保険料を納められる方の納期は、次のとおりとなっています。

(年6回の年金定期払いの際に、年金から自動的に保険料がお支払いとなります。)

### 問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

☎ 011-290-5601

役場 保健福祉課後期高齢者医療担当

☎ 76-2151(内線229)

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
4月・6月・8月は、仮徴収と呼ばれ、前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。基本的には前年度の2月の年金で納めた額が、それぞれの月の仮徴収額となります。			10月・12月・2月は、本徴収と呼ばれ、前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて納めます。		

加入時期や平成20年度2月分保険料の年金からのお支払いの状況によっては、4月から始まる年金からのお支払いではなく、納入通知書又は口座振替によるお支払いになる場合があります。

平成20年4月から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方の、納入通知書又は口座振替による保険料のお支払いが、6月より始まります。

今年度の保険料額につきましては、「保険料額決定通知書」によりご確認ください。

また、保険料を年金から直接お支払いされている方で、4月又は6月に「仮徴収額決定通知書」により通知のあった方は、6月が本年度2期目のお支払い月となっています。

## 年間保険料の計算方法（平成21年度）

保険料率は、平成20年度と変わりません。(軽減措置の一部を除く)

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 43,143円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得*1に応じた額】} \\ \text{(平成20年中の所得-33万円)} \times 9.63\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{(限度額50万円)} \end{matrix}$$

注) 1年間の保険料について

\*月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。

例) 8月15日に加入 1年間の保険料 ÷ 12か月 × 8か月(8月～翌年3月) = 長寿医療制度の保険料

\*保険料の100円未満の端数は切り捨てます。

### 1所得とは

前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

## 保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について、次のとおり一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたので、お知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。



## 《保険料の軽減について》

①均等割の軽減 ～ 所得に応じて、均等割43,143円が以下のとおり軽減となります。(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) <small>単身世帯の方は、該当しません</small>	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$\begin{matrix} 168万円 \\ \text{(年金収入)} \end{matrix} - \begin{matrix} 120万円 \\ \text{(公的年金等控除額)} \end{matrix} - \begin{matrix} 15万円 \\ \text{(特別控除額)} \end{matrix} = \begin{matrix} 33万円 \\ \text{(軽減判定の所得)} \end{matrix} \rightarrow \begin{matrix} 8.5割軽減該当 \end{matrix}$$